

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国より「国民健康保険及び後期高齢者医療における管内の感染状況を踏まえた制度制定の検討」を依頼され、本市においても国の示した制度に合わせて条例制定し、国からの交付金により傷病手当金を支給。

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの療養期間としていたところ、国の補助の適用期間が令和5年5月7日までに改められたことに伴い規則改正した。

また、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけられ、国からの財政支援が終了になるのに伴い、本市における傷病手当金の支給についても、令和5年5月7日までの療養期間で終了とした。

### 【支給実績】

令和2年度	2件	69,042円	
令和3年度	11件	533,607円	
令和4年度	66件	2,009,931円	
令和5年度	4件	80,752円	(令和5年7月までの支給実績)